

登別市立幌別西小学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

いじめは児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）で、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 2 条 1 項）

2. いじめに対する基本的な考え方

- ◎いじめは、「しない、させない、許さない」を基本とし、どの学級でもどの子にも起こり得ることとして危機意識をもって指導に当たる。
- (1) いじめは校内外を問わず、すべての児童に関係する問題であり、いじめを認識しながら放置することは絶対にあってはならない。
 - (2) いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、絶対に許されるべきではない卑劣な行為であり、どの児童にも起こりうる行為である。
 - (3) いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の成長に重大な影響を与えるもので、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるという基本認識に立つ。
 - (4) いじめを受けた児童にも何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
 - (5) けんかや交友関係から生じたトラブルやいじめを問題解決し、人間関係を修復していく力を身に付けさせる。

3. いじめ防止の基本理念

いじめが行われることなく、すべての児童が安心して楽しく充実した学校生活を送ることができるよう学校全体で、いじめの未然防止、早期発見、さらにいじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に、保護者や関係機関と緊密な連携を図り対処するとともに事故の再発防止に努める。

（いじめ防止対策推進法 3 条 抜粋）

4. 学校と家庭の責務及び地域の役割

◆学校及び教職員の責務

- ・学校は、児童の些細な変化、兆候にも注意し、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- ・教職員は、いじめ発見の場合は組織的に対応し、被害児童、家庭を徹底的に守る。
- ・教職員は、自らの不適切な言動がいじめを助長することがないように留意する。

◆家庭の責務

- ・家庭は児童にとって温かい愛情に包まれた場所として、心のよりどころであり、児童の教育に第一義的な責任を有していることを認識する。
- ・保護者は、児童がいじめを受けている場合は「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、児童の心情を十分理解し対応する必要がある。

◆地域の役割

- ・地域は、子供にとって世代間交流や社会体験活動ができる場として発達の段階に応じた健全な成長・発達に欠かせない役割を有している。
- ・児童のいじめを見つけた場合は、学校保護者、諸機関等に速やかに連絡し、問題の解決に努める。

5. いじめ防止のための基本事項

(1) 具体的な施策

①「幌別西小学校いじめ防止プログラム」の策定・推進

- ・いじめ防止の「年間指導計画」、マトリクスに基づいて、いじめ防止の取り組みを体系的、計画的に推進していく。

②いじめ防止のための調査と分析

- ・いじめ防止のための調査及び分析を、年間計画に基づき実施する。また、調査終了後、校内組織により結果を分析し必要に応じた対応にあたる。

③校内におけるいじめの未然防止

- ・いじめを未然に防止するため、日常的に児童生徒の望ましい人間関係を醸成し、基盤となる学級経営を充実させるとともに、学習指導の充実を図り、教育活動全体の中でコミュニケーション能力を高める。特に、道徳教育においては他者とのかかわりや約束を守ることなど人間関係づくりの充実を重点に、特別活動においては、いじめ防止に資する活動を活性化させ、児童が自主的・実践的に活動を進めることができるよう支援する。

④保護者・地域・関係機関との連携による未然防止

- ・児童の安全・安心な学校づくり、いじめの未然防止対策を推進するため「学校いじめ防止基本方針」を説明し周知を図るとともに、幌別西小学校学校運営協議会（コミュニティ・スクール）との連携を図り、保護者・地域・関係機関等と緊密な連携を図る。

⑤いじめの早期発見

- ・いじめを早期に発見するために、日常の教職員の連携を密にし、チーム支援を基本とした体制づくりを進め、定期的な調査及び教育相談を学校体制で推進する。

⑥いじめ防止に対する教職員研修の充実

- ・いじめ防止対策推進法、いじめの予防・防止・措置などにかかわる研修会を年間計画に位置付け、教職員の資質の向上を図る。

⑦インターネット等のいじめの防止策

- ・インターネット等を利用したいじめを防止し、効果的な対処を進めることができるよう、インターネットの活用状況等に関する実態調査を行い、情報の流通性・匿名性、その他の特性について理解を促進するなどの啓発を進める。また、通信機器の変化に対応できるよう、外部講師などを招き研修会を行う。

(2) いじめ防止の措置

①いじめ防止のための校内組織

- ・いじめ防止を効果的に進めるため、「いじめ対策校内委員会」を設置する

【構成員】	校長，教頭，生徒指導部長，教務主任，養護教諭 等
【内 容】	・未然防止対策等の年間指導計画 ・調査及び分析，教育相談等の推進 ・いじめ事案の対応 ・いじめに関した児童理解に関すること
【開 催】	月 1 回を定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

②いじめ防止のための連携会議

- ・いじめ防止を多角的な視点から効果的に進めるため、「いじめ対策校外委員会」を設置する。

【構成員】	学校運営協議会委員，PTA 代表，校長，教頭，生徒指導部長，
【内 容】	・未然防止対策等の年間指導計画 ・調査及び分析，教育相談等の推進 ・いじめ事案の対応 ・いじめに関した児童理解に関すること
【開 催】	定例会とし，いじめ事案発生時は緊急開催とする。

③いじめに対する措置

- ・いじめ相談を受けたときは、すみやかに（即日もしくは数日以内に）調査を行い、事実の有無の確認を行う。
- ・いじめが確認された場合は、即座にいじめをやめさせ、情報を開示しながら、いじめを受けた児童や保護者への緊密な支援を行い、いじめを行った児童や保護者に対しては、指導助言を継続的にを行い再発防止に努める。
- ・いじめを受けた児童が安心して学校生活を送るため、必要な状況が生じた場合は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童を、保護者と連携を図りながら、一定期間、家庭学習及び別室で学習させる措置を講じる。
- ・児童、保護者を含め、いじめの関係者における争いを生じさせないため、いじめの事実、対処の仕方等を共有するための必要な措置を講じる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめの事案については、教育委員会及び所轄警察署など、関係機関と連携し対処する。

（３）重大事案の措置

生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間欠席を余儀なくされている状況にある場合等には、以下の対処を講じる。

- ① 重大事態が発生した場合は、登別市教育委員会へすみやかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する関係機関による組織を設置する。
 - ・登別市重大事案対策委員会
- ③ 上記組織を中心に、事実関係を明らかにするための調査を行う。
- ④ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署と連携し厳正に対処する。

※補：重大事発生への対処

- ①「登別市重大事案対策委員会」【調査・対応策】
 - ・構成：教育や法律、児童生徒の精神保護並びに心理、人権擁護等に関する専門知識を有するものや、保護者及び社会教育関係者
 - ・（法第14条第3項）（法第28条第1項）
- ②「登別市いじめ調査委員会」【調査・対応策】
 - ・構成：登別市いじめ調査委員会の構成員は、市重大事案対策委員会構成員と重複しないこと
 - ・（法第14条第1項）

6. いじめ防止対策の評価

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握、防止、早期発見の取組、いじめに対する措置を適切に行うため、マネジメントサイクルを活用し検証を行う。また、保護者評価などの学校評価と連動させ、客観的かつ適切に次の内容の評価する。

- ① いじめの調査及び分析に関して
- ② いじめ防止に関して
- ③ いじめの早期発見に関して
- ④ いじめの再発防止に関して
- ⑤ いじめ防止に対する教職員の指導及び連携に関して
- ⑥ 関係機関等との連携に関して

平成 26 年 2 月（作成）

平成 28 年 2 月（一部改訂）

平成 29 年 4 月（一部改訂）

平成 30 年 4 月（一部改訂）

(学校版) いじめの問題への取組についてのチェックリスト

点検項目			評価			問題点や改善策
			A	B	C	
未然防止	指導体制	1	いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力できる体制を確立しているか。			
		2	いじめの態様や特質、原因、背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議などの場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。			
		3	いじめの問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する体制が確立しているか。			
		4	教職員一人一人が、いじめの理解や指導方法、児童生徒理解などに関する力量を高めることを目指した校内研修を実施しているか。			
	日常の指導	5	学校全体として、互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にす指導等の充実に努めている。特に「いじめは人間として許されない」との強い認識に立って指導に当たっているか。			
		6	学校全体として、校長をはじめ各教師が様々な教育活動の場面においていじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。			
		7	学校全体として、道徳や学級活動の時間や児童生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げ、指導が行われているか。			
		8	学校全体として、児童生徒に幅広い生活体験を積ませるなど、社会性の涵養や豊かな情操を培う活動を積極的に進めているか。			
		9	教職員の言動が、児童生徒を傷付けたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払っているか。			
		10	日常の教育活動を通じて、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めているか。			
		11	学校における携帯電話の取扱いの基本方針を定めるとともに、情報モラルやインターネットの危険性に関する指導が行われているか。			
早期発見	教育相談	12	児童生徒のいじめや生活の様子について、例えば聞き取り調査や質問紙調査を行うなど、きめ細かく把握に努めているか。			
		13	いじめの把握に当たっては、スクールカウンセラーや養護教諭などとの連携に努めているか。			
		14	児童生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。			
		15	校内巡視や児童生徒と触れ合う機会を設け、登校時から下校時までの児童生徒の様子を意図的・計画的に観察しているか。			
		16	問題行動や悪ふざけなどの行為が、いじめにつながっていないかどうか、把握に努めているか。			
		17	校内に、児童生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備され、適切に機能しているか。			
早期対応	発生したいじめへの対応	18	いじめを行う児童生徒に対しては、事実関係に基づいて適切に指導するとともに、毅然とした対応を行うこととしているか。			
		19	いじめられる児童生徒に対しては、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っているか。			
		20	いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行っているか。			
		21	いじめについて訴えなどがあつたときには、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集等を通じて事実関係の把握を正確且つ迅速に行い、事実を隠蔽することなく、的確に対応しているか。			
関係機関との連携		23	いじめの問題解決のため、教育委員会と連絡を密にするとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の地域の関係機関と連携・協力を図っているか。			
		24	学校におけるいじめへの対処方針や指導計画等を公表し、保護者や地域住民の理解を得よう努めているか。			
		25	家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて、家庭との緊密な連携協力を図っているか。			

* 評価は、十分に取組まれている場合はA、概ね取組まれている場合はB、改善を要する場合はC